

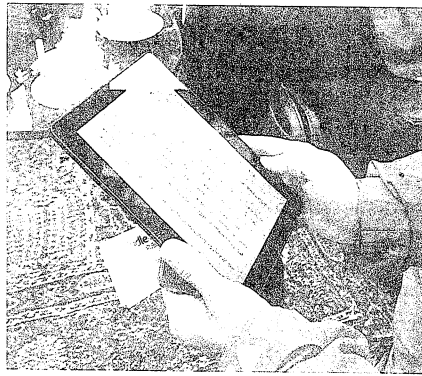
# 電子書籍・音楽…海外発も消費税対象に

## 誰が納税? 混乱広がる

海外事業者から日本に向けてインターネットを通じて配信される電子書籍や音楽などに対し、10月1日から消費税が課税された。これまでも国内事業者の役割(サービス)には課税されており、国内外事業者の競争条件の不等等がようやく是正された。だが海外事業者からは徴収漏れの恐れがあるなど問題も残っている。

(瀬川奈都子)

### 徴収漏れや過払いの恐れ



10月1日から米アマゾン・ドット・コム  
の電子書籍にも消費税が課されている

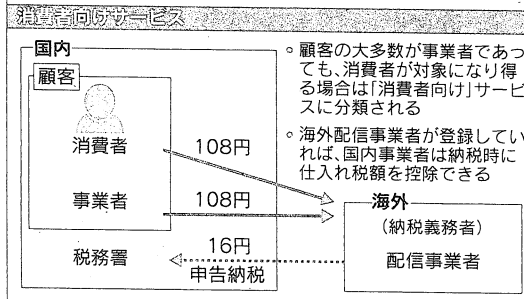
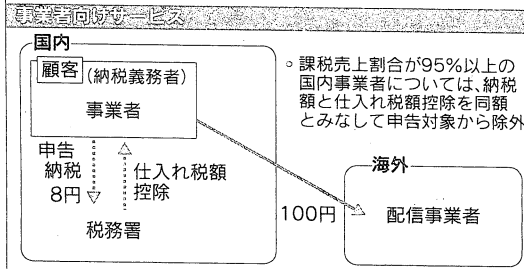
今、ネットで和田竜氏の小説「村上海賊の娘」の電子書籍版を買ったとして、米アマゾン・ドット・コム、紀伊国屋書店のどちらの販売サイトでも上下刊は2764円で買える。2560円の本体価格に8%の消費税が

かかっている計算だ。だが9月30日まではアマゾンが自社で販売する電子書籍に消費税はかかっていなかった。消費税法の改正で海外からのコンテンツ配信、ネット広告などのサービスが消費税の課税対象と

なった。国内の電子書籍販売事業者などから「海外事業者との競争条件が不平等」との不満が出たことに対応した。だが2つの問題を残しての始動となった。1つは消費者から税金を上乗せした額を取りながら、納税はしない事業者が出ないとも限らない(国際税務に詳しい溝口豪公認会計士)ことだ。海外の配信事業者から税を取るため、政府は消費税向けサービスを提供する海外事業者に国税庁への登録制度を設け、除の仕組みをうまく使

が納め、事業者向けなら受け手が納める。同社の日本向けサービスの顧客は今のところ、全て事業者だが、「消費者による利用を排除はしていない」(田所マネージャー)。このため税理士は「消費者向け」サービスに区分されると回答。これを受け顧客企業には同社が納税すると伝えられた。しかし「顧客企業からは『事業者としてサービスを受けているのに本課税を始めては、税率が欧州より低いとはいえない。日本の対応は後手に回った感が否めない。ビジネスモデルの変化に対応した法的基盤づくりを加速すべきだろう』。

### サービスが「消費者向け」か「事業者向け」かで納税義務者が変わる



### 「事業者向け」サービス

「事業者向け」サービスの受仕入れに変わる。国内事業者からの場合は、国内のサービスの受仕入れに変わる。欧州(米アドビシステムズ)にもあるリバーシブチャージと本法人の浅井孝夫・法務政府という手法が「捕捉しやすく、渉外本部長)例もある。徴収漏れを防ぎやすい(1)だが顧客企業には新たな手続負担となる。「リバーシブチャージの申告を面倒に感じ、関

### 企業の多くは申請不要

▽国境を越えた業務の提供に対する消費税課税の日本の消費税法は「国内で行われる資産の譲渡」「輸入される外国貨物」などを課税対象としている。だが電子書籍などネットを通じた業務(サービス)の提供に

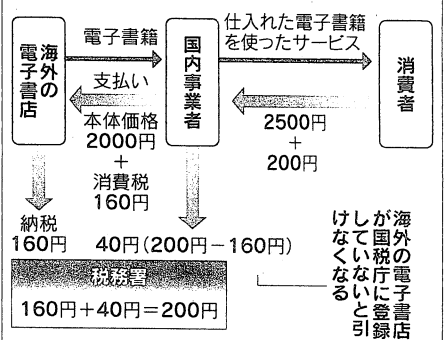
「事業者向け」サービスの場合、国内事業者からの場合は、国内のサービスの受仕入れに変わる。欧州(米アドビシステムズ)にもあるリバーシブチャージと本法人の浅井孝夫・法務政府という手法が「捕捉しやすく、渉外本部長)例もある。徴収漏れを防ぎやすい(1)だが顧客企業には新たな手続負担となる。「リバーシブチャージの申告を面倒に感じ、関

### 制度の浸透、課題

一部の業種以外は当面、納税義務はないが、「周知に時間がかかり、誤解が生じている」(浅井本部長)。

ただ、この除外措置は制度導入時の激変を緩和する過渡的なもので、いずれ申告対象が広がる可能性はある。政府は今回の改正だけで年90億円弱の増収を見込む。消費税の重要性が高まっているだけに、丁寧な説明による制度浸透が課題になりそうだ。

### 仕入れ税額控除のイメージ



海外の電子書店が国税庁に登録していないと引けなくなる

「消費税は当社と顧客企業のどちらが納めるのでしょうか」と。コンラッド・ネットワークス日本法人の田所隆幸カントリーマネージャは、改正が公表された。疑問が生じるのは、サービスが「消費者向け」か「事業者向け」かで、消費税の納め方が異なるためだ。どちらかはサービスの性質や取引条件などで判断する。消費者向けならサービスの提供者